

★4月から雇用関係助成金ポータルで電子申請可能に

厚労省の雇用関係助成金で電子申請できるものが大幅に増えます。電子申請をすることができるようになると労働局に行って申請する必要がなくなります。

2023年4月～開始

- ・キャリアアップ助成金正社員化コース
- ・トライアル雇用助成金一般トライアルコース

2023年6月～開始

- ①再就職支援関係の助成金
 - ・労働移動支援助成金
- ②転職・再就職拡大支援関係の助成金
 - ・中途採用等支援助成金
- ③雇入れ関係の助成金
 - ・トライアル雇用助成金(一般トライアルコースは4月から)
 - ・地域雇用開発助成金
- ④雇用環境の整備関係等の助成金
 - ・人材確保等支援助成金
 - ・通年雇用助成金
 - ・キャリアアップ助成金(正社員化コースは4月から)
- ⑤仕事と家庭の両立支援関係の助成金
 - ・両立支援等助成金
- ⑥人材開発関係の助成金
 - ・人材開発支援助成金

(事業展開等リスキニング支援コースを除く)

※助成金申請前にGビズIDの取得が必要。

※代理人の社労士に依頼する場合もGビズIDが必要。

★令和5年度の雇用保険料

令和5年4月～令和6年3月迄の雇用保険料率は次の通りです。コロナ禍の雇用調整助成金を支払ったため、雇用保険が足りなくなったので上がります。お給料からの控除を間違えないように。

	労働者負担	事業主負担	雇用保険料率
一般の事業	6/1000	9.5/1000	15.5/1000
令和4年10月～	5/1000	8.5/1000	13.5/1000
農林水産等	7/1000	10.5/1000	17.5/1000
令和4年10月～	6/1000	9.5/1000	15.5/1000
建設の事業	7/1000	11.5/1000	18.5/1000
令和4年10月～	6/1000	10.5/1000	16.5/1000

(下段は令和4年10月～令和5年3月の雇用保険料率)

★高度外国人材1年で永住権

日本で働く高度外国人材を増やす新たな受入れ策を決定した。年収2000万円以上の技術者らが滞在1年で永住権を申請できる制度を新設する。

(1)在留資格「高度専門職」の取得要件の拡大。

研究職と技術職は「修士号以上の取得と年収2000万円以上」もしくは「職歴10年以上と年収2000万円以上」経営者は「職歴5年以上と年収4000万円以上」と設定⇒1年で永住権の申請が可能となる。

(2)世界上位の大学卒業者の日本企業への就職促進。

「特定活動」に「未来創造人材」の枠を設け、従来は短期滞在として90日間しか認めない滞在期間を2年に延ばす。英国や中国の機関が出す3種類の大学ランキングの内二つ以上で上位100位以内に入る大学を卒業してから5年以内の人を対象。家族の帯同も許し、時間をかけて日本での就労を考える機会を用意する。高度人材は技術革新を生み出す可能性があり、各国で優遇策を競っている。

【日本の国際人材獲得は他の先進国に劣る】

経済協力開発機構(OECD)のランキング	
1位	オーストラリア
7位	米国
11位	ドイツ
25位	日本

★任期付き研究者「雇止め」

文科省は有期契約の雇用期間が通算10年を迎える大学や研究機関の教員・研究者ら約12,000人の内4割に当たる約5,000人がその後の雇用契約が未定で、約1,000人が雇用契約を結ぶ予定がないと発表。「無期転換ルール」の適用を避ける事を目的とした雇止めは望ましくない」と適切な対応を求めている。



クリスマスローズ